議案第32号

寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 について

寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例

寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年寒川町条例 第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

階級	勤務年数						
	5年以上	10 年以	15 年 以	20 年以	25 年 以	30年以	35年以
	10 年 未	上	上	上	上	上	上
	満	15 年 未	20 年 未	25 年 未	30 年 未	35年未	
		満	満	満	満	満	
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千
							円
副団長	229	329	429	534	709	909	1, 009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長・班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適 用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
~ 略 ~	~ 略 ~
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10 年以上15 年 未満	15 年 以 上 20 年 未 満	20 年以上25 年 未 満	25 年以上30 年末満	30 年 <u>以</u> 上	
団長	<u>239</u> <u>千</u> 円	<u>344</u> <u>千</u> 円	<u>459</u> <u>千</u> 円	<u>594</u> <u>千</u> 円	779 <u>千</u> 円	979 <u>千</u> 円	
<u>副</u> 団	<u>229</u>	329	429	<u>534</u>	709	909	
<u>分 団</u> <u>長</u>	<u>219</u>	<u>318</u>	413	<u>513</u>	<u>659</u>	849	
<u>副</u> 分 団長	<u>214</u>	<u>303</u>	<u>388</u>	<u>478</u>	<u>624</u>	809	
<u>部</u> 長 • 班長	204	283	358	438	<u>564</u>	734	
団員	200	264	334	409	<u>519</u>	689	

\sim	略	\sim
--------	---	--------

<u>別表(第2条関係)</u> ————————————————————————————————————							
<u>階級</u>	勤務年数						
	5 年以上10年未満	10 年以上15 年未満	15 年以上20 年未満	20 年 以 上 25 年 未 満	25 年以上30 年未満	30 年以上35 年 未満	3 <u>5</u> 年 <u>以</u> 上
団長	23 9 千 円	34 <u>4</u> 壬 円	45 9 壬 円	<u>59</u> <u>4</u> <u>千</u> 円	77 9 壬 円	97 9 壬 円	1, 07 9 壬 円
<u>副 団</u> 長	<u>22</u> <u>9</u>	32 9	<u>42</u> <u>9</u>	53 4	70 9	90 9	1, 00 9
<u>分 団</u> 長	<u>21</u> <u>9</u>	31 8	41 3	51 3	65 9	<u>84</u> <u>9</u>	94
<u>副 分</u> 団長	<u>21</u> <u>4</u>	30 3	38 8	<u>47</u> <u>8</u>	62 4	<u>80</u> <u>9</u>	90 9
<u>部</u> 長・ 班長	<u>20</u> <u>4</u>	28 3	35 8	43 8	56 4	73 4	83 4
団員	<u>20</u> <u>0</u>	26 4	33 4	<u>40</u> <u>9</u>	51 9	68 9	78 9

~ 略 ~

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行 <u>する。</u>

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町非常勤 消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施 行の日以後に退職した非常勤消防団員 について適用し、同日前に退職した非 常勤消防団員については、なお従前の 例による。